

令和4年6月15日

三重県知事 一見 勝之 様

# 質 問 書

鈴鹿市平野町1360-7  
NPO 法人グリーンNet  
武藤安子

令和4年2月18日に提出しました「保健所の動物愛護業務に関する申し入れ書」について担当部署である医療保健部食品安全課より返答の文書をいただけたと伺っておりましたが、現時点でご返答が無いため、下記の通り質問いたします。

ご多忙のところ申し訳ありませんが、7月20日までにご回答いただけますようお願い致します。

## 記

### ① TNR 事業進め方の見直しについて

- (ア) TNR 事業における保健所の役割と自治会の役割をそれぞれ教えてください。
- (イ) 遺棄虐待の危険があるにもかかわらず、捕獲器の取扱いを猫ボランティア（給餌者含む）に限定せず、自治会に捕獲器を自由に使わせている理由を教えてください。
- (ウ) 人に慣れていない猫を捕獲すると、多くの猫は食べることも、水を飲むこともできません。この状態で3日間捕獲器に拘束した場合に想定される健康への影響について教えてください。

### ② 津保健所と松坂保健所が、病気もケガもしていない所有者不明の自活不能猫（生後3か月未満）を動物愛護法35条ではなく、36条に基づいた負傷動物として引き取り、公告していることについて

- (ア) この事務手続きは不正であり、刑法第156条（虚偽公文書作成等）にあたると思われます。公式発表される令和3年度の引取り頭数の内訳について、動物愛護法35条の引取りに修正されたか教えてください。
- (イ) この事務手続きを現在も継続していますか？継続しているならその理由、止めたのであれば、何月何日から止めたのか教えてください。

以上